

史料二

■ 佐々さつさよざえもん与左衛門尉知行目録〔土佐国蠹簡集殘編〕

【釈文】

知行方目録事

一	六拾七俵之所	婦負郡堂村・寺井谷
一	百四拾五俵之所	同郡ねの上村・北谷村・そて村・谷村
一	参百六拾俵之所	同郡西きり谷・東きり谷・赤蔵
一	参百参俵之所	同郡黒瀬内宮の越村・上黒瀬・小原・瀧之わき
一	参百六拾六俵之所	同郡黒瀬村
一	百九拾貳俵之所	同郡黒瀬内岩屋村
一	四百八拾俵之所	同郡黒瀬内小永谷両むかい
一	六百貳拾壹俵之所	同郡下篠原村
一	貳百九拾俵之所	同郡上篠原
一	貳百五拾俵之所	同郡名河原村
一	八拾五俵之所	同郡井波村
一	貳百八拾貳俵貳斗之所	同郡はね・こかこ
一	五百四俵貳斗之所	同郡下条
一	貳百六拾俵之所	同郡小泉村
一	五百五拾四俵之所	同郡こふく
一	六百拾五俵之所	同郡田嶋
一	六百七拾参俵之所	新川郡西大森
一	千五百俵之所	婦負郡さくら村
一	已上七千五百俵者	
一	貳千五百俵者	本地分

都合壹万俵者

右、全知行不可有相違候、次知行わけ夫分之事、相給人与令相談、応高頭無甲乙之様百姓ニ申付、可被分之候、其上成政江相尋可為落着者也、仍状如件、

天正拾壹八月廿日

成政（花押）

与左衛門尉殿

【読み下し】

（前略）

已上七千五百俵てへり

一つ、貳千五百俵てへり

本地分

都合壹万俵てへり

右、知行を全うし相違あるべからず候、次いで知行わけ夫分の事、相給人と相談せしめ、高頭に應じて甲乙なきように百姓に申し付け、これを分けらるべし、そのうえ成政へ相尋ね、落着たるべきものなり、よつて状くだんのごとし、

【現代語訳】

佐々左衛門尉が支配してよい領地の一覧

(中略)

以上、(新しく与えられた分は) 合計で七五〇〇俵である、

一つ、もともと与えられていた分は合計で二五〇〇俵である、

都合一〇〇〇〇俵である、

右に書き上げたこれらの土地の支配権はいずれも間違いのないところである。次に、その土地の百姓に割り当てる仕事量だが、それは「相給人」(さらにその土地を与左衛門尉から分け与えられた家臣)とよく相談したうえで、不公平が生じないようにその土地の収穫量に應じて仕事を申し付けなさい。そのうえで(主君である)佐々成政のところにまで報告するようにしなさい。

【解説】

この史料は、天正十一年(一五八三)八月、当時越中国を支配していた大名佐々成政が家臣佐々左衛門尉に対して宛てた土地の権利書である。以前から支配を許可されていた二五〇〇俵分の土地「本地分」にくわえて、今回新たに七五〇〇俵分の土地が与えられた。新しく与えられた場所には、現在の^と大沢野町土・根上、^{きただに}八尾町北谷・外堀・^{きりたに}桐谷・^{みやのこし}宮腰・^{かみくろせ}上黒瀬・^{おはら}小原・^{たきのわき}滝脇・^{いわや}岩屋・^{こながたに}小長谷・^{しみさきはら}下笹原・^{かみさきはら}上笹原・^{みようがはら}茗ヶ原・^{こいなみ}小井波、^{はね}婦中町羽根・^{とみかわ}富川・^{こいずみ}小泉・^{たじま}田島・^{ささぐら}笹倉、そのほか^{ごふく}五福や^{たしやま}立山町西大森などがあり、下条の名も確認できる。史料一でみたように、下条は小田の支配から離れていく。そして戦国の動乱を経て、前田氏が越中に入ってくる直前の時代には、友坂遺跡近辺一帯は佐々成政家臣与左衛門尉の支配下に置かれたのである。なお、下条の収穫量が五〇四俵二斗と判明する点も興味深い。

〔主要参考文献〕浅野清編『佐々成政関係文書』(新人物往来社、一九九四年)

※ 以上の釈文・読み下し・現代語訳・解説は、富山市郷土博物館 萩原大輔 学芸員によります。